

平成30年塩尻市議会6月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成30年6月19日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 公平委員会委員の選任について

議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第15号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、第2条地方債補正

○出席委員・議員

委員長	牧野	直樹	君	副委員長	小澤	彰一	君
委員	中村	努	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	西條	富雄	君	委員	村田	茂之	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局局長	竹村	伸一	君	事務局次長	横山	文明	君
-------	----	----	---	-------	----	----	---

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。定刻より若干早いですけれども、全員おそろいですので、ただいまから6月定例会総務生活委員会を開会いたします。本日の委員は全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございました。大変お忙しい中、委員会を開催をいただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げます条案件ほか、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

では本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

○副委員長 本日は、各議案の審査を行います。協議会視察等の予定はありませんので、午前中で委員会の日程は終了する予定です。なお、懇親会は、午後6時から安喜センターにて行います。迎いのバスが午後5時30分に正面玄関より出ますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、年度始めの委員会でありますので、職員の皆さんの自己紹介をしていただきます。部長は過日、全協で御紹介をいただきました。部長以外の課長級以上の職員についてお願いをいたします。なお、委員には職員の名簿を配付してありますね。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 係長については、名簿で御確認をお願いいたします。それでは、総務部からお願いをいたします。

〔職員自己紹介〕

○委員長 はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

議案第1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○税務課長 それでは、塩尻市税条例等の一部を改正する条例でございます。議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例について、議案と議案関係資料のそれぞれ1ページをお願いいたします。

議案につきましては、1ページから12ページまでとなっております。施行日などに応じまして、第1条から第6条までの6条立てというふうになっております。詳細につきましては、議案関係資料にて説明をさせていただきます。

議案関係資料1ページになります。提案理由でございます。地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。概要でございますが、市民税につきましては、33年度分市民税から給与所得控除及び公的年金控除の引き下げ、基礎控除を引き上げるもの等となっております。

固定資産税につきましては、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援といたしまして、新たに先端設備等への投資にかかる固定資産税の課税標準の特例に関する割合をゼロとするものでございます。こちらにつきましては、6月6日に施行いたしました生産性向上特別措置法に規定する本市の導入促進基本計画に適合し

ていること、かつ、労働生産性を向上させることを目的に、中小企業等が先端設備等導入計画を策定し認定を受けていただくものですが、その中で、生産、販売活動等のように直接供されるもので、記載された一定の機械、装置等が平成33年3月31日までの間において取得された場合、その機械、装置等の固定資産税課税標準額に対して、最初の3年間はゼロ以上、2分の1以下の範囲において、条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講じることとしたもので、本市におきましては、この割合をゼロとするものでございます。なお、県内各市の状況でございますが、本市を含め、19市、全てにおいてゼロにする予定と聞いております。また、全国の9割以上の自治体におきましても、同様にゼロになるというふうにお聞きしております。本市の導入促進基本計画につきましては、現在、経済産業省と協議中であるとのことでございます。

市たばこ税につきましては、平成30年10月1日から段階的に引き上げるもの、加熱式たばこにつきましては従来の紙巻きたばこの税率が63%であるのに対し、加熱式たばこの税率につきましては15%程度から49%程度までとなっており、紙巻きたばこの税率格差が大きいため、紙巻きたばこの税率に段階的に近づけていくよう、課税方式を見直すものなどとなっております。

それでは、2ページからです。新旧対照表で御説明をいたします。第1条関係でございます。第23条第3項では、法人でない社団等については、第48条第10項から12項に定める電子申告義務を適応しないこととする改正でございます。こちらは平成32年4月1日施行でございます。この第48条第10項から12項の関係につきましては、後ほど出てまいります。資本金1億円を超える法人は電子申告を義務づけるものでございます。

3ページ2行目、第24条第1項第2号ですが、障害者未成年者寡婦等に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に10万円引き上げる改正でございます。こちらは平成33年1月1日施行でございます。4行目、第24条第2項は、平成31年1月から控除対象配偶者を同一生計配偶者に定義変更するとともに、33年1月から均等割非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

中ほど、第34条ですが、基礎控除に所得要件を創設し、前年の合計所得が2,500万円以下については引き続き基礎控除を設けますが、2,500万円を超える所得者は対象外とするものでございます。こちらも平成33年1月1日からの施行でございます。

下から3行目になります。第34条の4、調整控除につきましても、2,500万円の所得要件を創設するものでございます。こちらも33年1月1日施行でございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページから5ページになります。中ほど、36条の2は、字句の改正と、年金所得にかかる配偶者特別控除の申告要件から、源泉控除対象配偶者を除くものとなっております。第3項から次ページ、6ページの第7項までにつきましては、字句等の改正を行うものでございます。

7ページ、お願いいたします。第48条でございます。中ほどの第10項から12項、こちらは、法人市民税の申告納付について、国税と同様に、資本金が1億円を超える法人は電子申告による提出を義務づけることについて追加するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページ、第92条ですが、現行の第92条を第92条の2とし、新たに第92条で製造たばこの区分を設け、加熱式たばこを製造たばこの区分に加えるもので、平成30年10月1日

から施行するものでございます。

下から6行目、93条の2。新たに製造たばことみなす場合を設けるもので、加熱により蒸気となるグリセリン等を充填されたたばこを加熱式たばことみなして適応するもので、こちらも平成30年10月1日から施行するものでございます。

9ページ、94条は、たばこ税の課税標準となる紙巻きたばこの本数換算についての改正をするものでございます。こちらも平成30年10月1日からの施行とするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、10ページになります。第3項におきましては、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法についてでありまして、第1号と第2号は重量から、第3号は価格から、それぞれ算出した合計で換算する方法を定めており、第1号で換算した本数に係数0.8を乗じたものと、第2号、第3号でそれぞれ換算した本数にそれぞれ係数0.2を乗じて得た合計本数で課税を行うものでございます。

第1号では、現行の方法でたばこの葉が詰められたスティックやカプセル、フィルターを含めた重量で、1グラムを紙巻きたばこ1本に換算するものでございます。第2号は、フィルター、その他の一定の物質の重量を含まない重量で、0.4グラムをもって紙巻きたばこ0.5本に換算するものでございます。第3号は、加熱式たばこの小売価格を、紙巻きたばこ0.5本に換算するものであります。なお、5年間かけて、段階的に第1号で換算した本数の割合は減少させ、第2号、第3号で換算した本数の割合を増加させていき、現在の紙巻きたばこの税率に段階的に近づけていくものでございます。

11ページから12ページの第4項以下につきましては、紙巻きたばこに換算する方法や端数処理の方法について、それぞれ追加するものでございます。

13ページをお願いいたします。2行目、第95条でございます。国と地方たばこ税の配分比率、1対1を維持した上で、国と地方、合わせて1本当たり1円ずつ、平成30年10月1日から引き上げるもので、市たばこ税の税率は1,000本当たり430円引き上げて5,692円とするものでございます。たばこ税については、平成30年10月以降、平成32年10月、平成33年10月と、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、段階的に計3円引き上げられる予定となっております。

ページをおめくりいただきまして、14ページ、中ほどの附則第5条の3の改正は、所得割非課税限度額を10万円引き上げる改正でございます。こちら平成33年1月1日施行とするものでございます。

附則第10条の2の改正は、第15項において、概要の中でも説明いたしましたが、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特別措置を創設するもので、本市におきましては、中小企業の設備投資にかかる固定資産税の課税標準の特例に関する割合をゼロとするものでございます。

15ページ、附則第17条の2第3項、及び第23条については、字句の改正を行ったものでございます。

ページをおめくりいただきまして、16ページ、17ページ、こちらは第2条関係です。第94条の改正を除きまして、施行日は31年4月1日でございます。

第94条は加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数換算の係数を段階的に変更するもので、10ページで説明いたしました換算係数を、それぞれ0.8から0.6、0.2から0.4とするものでございます。こちらの施行

日は31年10月1日でございます。

附則第10条の2第14項、第23条につきましては、字句の改正を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、18ページ、19ページになります。第3条関係でございます。こちらは施行日が32年10月1日でございます。

第94条でございますが、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算係数を変更し、係数をそれぞれ0.6から0.4、0.4から0.6とするものでございます。

19ページの第95条、たばこ税の税率でございますが、1,000本当たり、5,692円から6,122円に430円引き上げるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、20ページ、21ページになります。第4条関係でございます。こちらの施行日は33年10月1日とするものでございます。

同じく第94条では、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算係数の変更を行い、係数をそれぞれ0.4から0.2、0.6から0.8とするものでございます。

21ページ、第95条、たばこ税の税率、こちらを1,000本当たり、6,122円から6,552円に430円引き上げるものでございます。

続きまして、22ページからになります。第5条関係は、平成34年10月1日からの施行とするものでございます。

22ページの一番下の第94条では、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法のうち、第3項第1号の重要換算の算定方式を削りまして、第2号、第3号をそれぞれ第1号、第2号に改正するものでございます。これで加熱式たばこ換算方法の段階的な移行が完了することになります。

これに伴いまして、22ページの93条の2では、字句の削除、22ページから24ページにわたる第94条では、4項以下において、字句の修正、削除を行うものでございます。

25ページからお願いいたします。第6条関係でございます。こちらは30年10月1日の施行でございます。平成27年市税条例等の一部改正条例において、紙巻きたばこ三級品、これは、わかば、エコーなど6品目でございますが、これにかかわるたばこ税の税率引き上げが28年から4段階で行われておりますが、この引き上げの時期を半年間延長して、平成31年10月1日からとするものでございます。

26ページ、下から4行目から27ページにかけての第13項では、平成31年10月1日前に抱えていた在庫の手持ち品にかかる税率については、紙巻きたばこ三級品の本数1,000本につき1,692円とするものでございます。

27ページから28ページの第14項では、手持品課税の申告書の提出期限を平成31年10月31日、納付期限を平成32年3月31日とするものでございます。

議案関係資料につきましては、以上となりまして、議案のほうにお戻りいただきまして、5ページから12ページの附則でございます。こちらにつきましては、各施行期日の設定とそれに伴う市民税、たばこ税の経過措置、既に売り渡し等されたたばこにかかる手持品課税について、施行期日ごとに規定するものでございます。私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 地方税法で一部改正ということで、そのように税制が変わっていくのですけれども、一点、固定資産税がそういうことで特例で減免があるのですけれども、どれぐらいの固定資産税の減額は見込んでいますか。

○税務課長 こちらにつきましては、トータルで約8,000万円ほどの減額を見込んでおります。

○西條富雄委員 それについて、さっき聞き逃したかもしれないけれども、国からの補助とかそういうものについてはどうなっているのでしょうか、教えてください。

○税務課長 国から補助がございまして、こちらは4分の3が補助される予定となっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○村田茂之委員 関連なのですが、先ほど固定資産税については、先端設備っていうふうにおっしゃったと思うのですが、その定義している先端設備の概要を教えてください。

○税務課長 係長のほうから説明いたします。

○資産税係長 お願いいたします。先端設備については、機械装置、工具、器具、備品等によりまして、最低価格と、あと、販売開始時期がそれぞれ特定されております。ただ、これを工業会等がこれは先端設備であるということの要件を満たしていることを証明することになるのですけれども、こちらについては、生産性の向上が1%以上図られると、旧来モデルに比べて、新モデルを導入することで1%生産性が向上するということを証明するというスキームの中で、その証明書をつけて、市に提出して、市が認定をすると、そういう流れの中で先端性の確保を図っていくこととなります。お願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 関連なのですが、その設備投資は、この税改正がいつでしたっけ、平成33年から。

○税務課長 平成31年。

○中村努委員 平成31年から平成33年までというのと、平成31年度から新たに設備投資したものが対象になって、今あるものは対象にはならないということですか。

○税務課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 あと、途中で、電子情報処理組織によると、資本金1億円を超える社ということですね。塩尻に何社あるのですか。

○税務課長 確定した数字はちょっと今手持ちにございませんので、後ほど御回答させていただきたいと思えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今の関連で、中小企業っていうのは、1億円以下っていう理解なわけですか。このいわゆる中小企業っていうの、今度の減税措置というか、その関係っていうのは、1億円以下っていう理解でいいわけでしょうか。

○税務課長 中小企業者の範囲でございますけれども、業種ごとによって分かれております。例えば製造業その

他につきましては、資本金が3億円以下、従業員につきましては300人以下。卸売業については、1億円以下の従業員100人以下。小売業につきましては、5,000万円以下の50人以下というように、それぞれ業種ごとに分かれております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第2号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第2号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案関係資料の29ページをお願いいたします。

提案理由は、印鑑登録証明書等の記載事項を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。改正の概要は、印鑑登録票、印鑑登録原票、及び、印鑑登録証明書の記載事項から、性別を削除するものなどです。なお、この性別の削除は、性同一性障害者など、性的少数者への人権の配慮から行うもので、平成28年12月の総務省通知により、このような配慮で性別を記載しないことは、市町村の判断に委ねられております。

条例の新旧対照表ですが、次の30ページをお願いいたします。第6条の改正は、印鑑登録原票の登録項目のうち、第4号の男女の別を削り、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第10条第2項は、印鑑登録証明書の記載事項を規定したもので、改正部分は、第6条の改正に伴う号ずれを直すものでございます。

31ページの第11条は、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付について規定したもので、改正部分は、コンビニエンスストアに設置されております多機能端末機と同様の端末機を民間事業者だけでなく、市町村が庁舎や出先機関に自動交付機として設置する場合があるため、民間事業者等と改めるものでございます。

印鑑登録証明書から性別を削除することにつきましては、現在稼働しておりますコンビニ交付システムのシステム改修が必要となります。また、変更後のシステムを適用するには、コンビニ交付システムを一時的に停止する必要がありますが、停止する場合には市民等にあらかじめ周知する必要がありますがございませぬ。

29ページにお戻りをいただきまして、本条例の施行日を平成31年1月4日といたしますのは、このシステム改修のための期間をいただくことと、毎年全国的にコンビニ交付システムを停止することとなっております1

2月29日から翌年1月3日の間に変更後のシステムを適応することで、改めてコンビニ交付システムを停止する期間を設けないためのものがございます。なお、多機能端末機の設置者を民間事業者等と改正することにつきましては、すでに全国で10の市が多機能端末機を設置しておりますので、この施行につきましては、交付の日から施行とするものがございます。説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○中村努委員 この印鑑登録の証明の性別表記の削除ですが、印鑑登録証明のほかに、性別の表記の要不要という洗い出しというのはできているわけでしょうか。

○市民課長 この関係につきましては、本年議会3月定例会におきまして、山口恵子議員の一般質問にございました。その際にも説明をしてございますけれども、市民課の関係で性別が表記されているもので、同様の対応ができるものにつきましては、住民票記載事項証明書というのがございます。こちら住民票記載事項証明書につきましても、性別を表記しないことにつきましては、同様に平成28年12月の総務省通知によりまして、市町村の判断に委ねられております。住民票記載事項証明書につきましては、本年7月2日月曜日からは同様に性別について表記の選択ができるように対応する予定で、現在準備を進めてございます。以上です。

○中村努委員 ほかに特に検討していることはないわけですか。

○市民課長 ほかの証明書で、特に性別が表記されているものとか、性別の表記を省略、もしくは削除できるものというのはありません。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○村田茂之委員 細かい話になるのですが、いわゆる、いろんなコンビニでのそういった利用度がふえると思うのですが、その仕組みの中身なのですけど、金子さんもいらっしゃるんで、原本は多分当然こちらにあるのですが、そのコンビニへの利用交付とかって考えた場合のデータの複写とか何かっていうのは、どんなような仕組みになっているか。アウトラインをちょっと教えていただければと思います。

○市民課長 コンビニ交付の元の住民票等のデータにつきましては、当然ながら各市町村でございまして、こちらは株式会社電算のデータセンターのほうにございます。コンビニ交付のためには、いろんな仕組みがございまして、それぞれにコンビニ交付のためのサーバーを設けて、それぞれの市町村で対応している場合もありますけれども、本市におきましては、ことしの1月9日から導入してございまして、共同設置でサーバーを設けて、そこに例えば印鑑登録証とか住民票だとかというもののコンビニ交付できる状態のデータを複写しまして、そこからさらにJ-LISのデータセンターを通して、それぞれのコンビニのほうにデータが行くといった状態になっております。

○村田茂之委員 そういう意味では、独立性を保っているっていう仕組みだと思うのですが、そのシステム間のリレーと言いますか、データの更新をして、それがすぐ反映できるかどうか、その辺の仕組みはどうなっているのか教えてください。

○市民課長 多少のタイムラグはありますが、ほぼリアルタイムに更新されます。

○委員長 よろしいですかね。ほかに。

○古畑秀夫委員 これは総務省通知ということは、全国的な流れでこういうふうに進んでいるっていう理解でよろしいでしょうか。

○市民課長 それぞれの市町村の判断でありますし、こうなさいということで通知が出ているわけではございません。こういった形で性別を削除することができるかという総務省への間に対して回答があったといったものでございます。19市の対応ですけれども、まず印鑑登録証明書につきましては、現在19市中、8市が性別欄なしとなっております。住民票の記載事項証明のほうですけれども、19市中、12市が性別表記の選択が可能ということでございます。うち、住民票記載事項証明書をコンビニ交付で出しているというのは塩尻市だけでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○中村努委員 端末の役所等への設置の方法なのですが、これは現状のコンビニができるようになれば、役所の中でこういったシステムを設置する必要性もそんなに感じないのですけれども、どういう必要性を感じているのかということと、あと、設置するための費用はどうなるのかという、その点をお願いします。

○市民課長 自動交付機として、コンビニと同じ多機能端末を設置する、これは塩尻市が、今、行うっていうふうなお話ではございません。そういったことができることになっておりまして、全国の大きな市の中には、そうやって設置しているところがございますということで、この条例につきましては、民間事業者とありますので、等という形で市町村を含むという意味合いも含めさせたものでございます。ちなみに、端末を設置した場合は、1台につきまして、約600万円くらいの費用がかかるということでございます。

○中村努委員 この条例改正っていうのは、こういうことを実施するっていうふうに進めてから、条例改正できないのですか。今、やる予定もないのに、条例改正をする必要があるのかどうか。

○市民課長 今の民間事業者等のところについては、本市がそれを行うから改正する部分ではなくて、多機能端末でコンビニ交付のようなものを市町村に設置した場合は、例えば塩尻市の、例えば市民課のフロアとか、出先機関に1回それを設置した場合、そこで例えば、ほかの市町村の住民の方が来られても住民票も取れますし、戸籍も取れるとかっていうようなことになります。同様に、全国の市で、大きな市なのですけれども、設置している例が既にご覧いただけます。そこで、塩尻市のたまたま住民の方がそちらに行って、マイナンバーカードを使ってコンビニ交付というように住民票を取られるということが可能、印鑑登録証明書を取ることが可能、もしくは、塩尻市に本籍があれば、戸籍の抄謄本を取ることが可能といったことで、今回はそのうちの印鑑登録証明書について、もう既にそういったことができる環境であり、ただ、その条例の中で民間事業者としか、今は記載していなかったものですが、そこに等というものを付けさせていただくといったことで、塩尻市が自動交付機を今回設置するとかしないとかがということではございません。

○中村努委員 おっしゃっていることはよくわかるのですが、設置するかどうかわからないということで、条例改正が今必要なのかどうかということなのです。もし、設置するというのなら、先ほどお話があったような費用がかかるし、運用をどうしていくのかというようなことも議論していかなければいけないと思うのですよね。その予算化するに当たって。そういう予定がなくて、条例だけがぽんっとこうあるっていうのは、いかなものかと思うのですが。

○市民課長 繰り返し同じようなお答えになって申しわけないのですが、塩尻市が設置するからこの改正が必要なのではなくて、既に設置している市町村があるものですから、改正が必要で、改正するという事です。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 よくわからない。

○市民課長 現在、多機能端末を設置している市というのが、石川県小松市、茨城県守谷市等です。全国に10の市、町もあります。多機能端末を市町村に設置をし、なお、そこでその市町村だけの住民票や印鑑登録証明書を取得できるのではなくて、マイナンバーカードがあれば、その市でコンビニ交付をやっている全国の、そういう印鑑登録証明書の取得が可能というふうになっております。今、言った、例えば石川県小松市において、塩尻市の住民がたまたま行って、印鑑登録証明書が欲しいといったことで、マイナンバーカードをそこで使って、請求して、取得することが既にできます。できるのですが、条例の規定上、民間事業者というふうに書いてあるものですから、市町村を含めて等ということに直させていただくといったこととさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長 議案第3号塩尻市議会議員及び塩尻市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案関係資料の32ページ、33ページをお願いいたします。提案理由でございますが、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正をするものでございます。この公職選挙法の一部の改正でございますが、これまで国政選挙や、首長選挙でしか認められてこなかった選挙運動用ビラです。このビラはA4サイズでございますが、2種類で、それぞれの皆さんのお考えを書いたりすることができるようなビラでございますが、今回、

市議会議員の選挙においても、このビラを作成することができるということの改正に伴いまして、一部を改正するものでございます。市議会議員のビラにつきましては、1人当たり4,000枚という枚数が決まっておりますし、それぞれ細かなものが決まっておりますので、また、細かい説明を来年の市議会議員の選挙の前には説明をさせていただきたいと思いますが、33ページの新旧対照表のほうにおいてでございますけれども、今まで国政選挙と首長選挙ということございましたので、条例の中にこのビラを配れるのは塩尻市長の選挙の場合に限るという言葉がございましたので、この言葉を削り、市議会議員のほうもできるという形にするものでございます。条例の施行につきましては、平成31年3月1日から施行ということでございますので、この3月1日以降に告示される選挙ということになりますので、来年の統一地方選挙からこの選挙用の運動ビラがつかれるということでございます。

また、少し説明をさせていただきますと、このビラでございますが、A4サイズ以内の2種類のものが作成できます。これにつきましては、頒布の責任者や印刷者の氏名、住所の記載、そういったものを書いていただきまして、選挙管理委員会に届け出ていただきまして、選挙管理委員会が発行する証紙を張ったものを頒布していただくということになります。また、少し細かいのですが、この頒布、こういった条例ができるわけでございますが、配布場所も少し限定しておりまして、郵便受けなどにポスティングなどはできませんので、また、来年の市議会議員の候補者の事前説明会のとき等に、細かく説明をさせていただきまして、公職選挙法違反にならないような取り扱いをお願いしたいというものでございます。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。質問はありますか。

○古畑秀夫委員 ポスティングできないってということは、演説か何かやっている選挙期間中ということと、演説か何かやっている場所なり、講演会とか演説会とか集会とか、そのような場所に限るってということでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 少し、しっかり配布場所を説明させていただきます。新聞の折り込み、それから街頭演説会での配布、個人演説会場での配布、選挙事務所での配布のみが認められていますので、今、おっしゃられたとおり、街頭演説の場所とか、そういった場所でしか配ることができないという、少し開けたようできて、開けていない部分がございますが、このように法律改正がございましたので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ほとんど意味がないね。4,000枚。一生懸命やる人は、自由につくってやって。選挙期間中だよ。

○選挙管理委員会事務局長 補足説明で、告示日以降になりますので、告示日の日に私どものほうから、その希望のある議員さんになりますけれども、シールを配りますので、まずそれを張っていただいて配布になりますので、大変申しわけございません。何ともローカルな部分のように感じますが、よろしく願いいたします。

○委員長 まあ、ほとんど後援会のしっかりしているところはいいけど、後援会のないところは張れないわ。4,000枚も。はい、ありがとうございます。ほかに、質問はありますか。

○中村努委員 A4、2種類ってことですけど、これは1枚は裏表なのか、片面なのか。

○選挙管理委員会事務局長 両面大丈夫でございます。両方両面。

○中村努委員 両面で1種類ってことですね。

○選挙管理委員会事務局長 はい。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 公平委員会委員の選任について

○委員長 議案第10号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第10号公平委員会委員の選任につきまして、御説明を申し上げます。議案関係資料を用いますので、49、50ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法第9条の2、第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に概要でございますが、公平委員会委員につきましては、地方公務員法の規定によりまして3人でございます。この委員3人のうち、伊藤高良氏が平成30年6月21日に任期満了となることに伴いまして、再び伊藤氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。伊藤氏は、補欠委員として昨年12月にこの公平委員会委員として選任をさせていただいておりまして、ここで在任期間が終了するものでございます。なお、伊藤氏以外の委員でございますが、三村尚志氏と北川直樹氏でございます。

次に略歴書の関係でございますが、伊藤氏の略歴につきましては、50ページのとおりでございます。住所は峰原、年齢は67歳でございます。任期につきましては4年で、報酬は塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の規定によりまして、日額9,500円でございます。

公平委員会の業務でございますが、職員の不利益処分につきます審査請求に対する審査、あるいは職員からの苦情の処理というような内容でございまして、会議は通常、年2回でございます。また、過去審査申出は、ないというふうに聞いております。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号は原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号は全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○委員長 議案第11号固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第11号固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御説明をいたします。議案関係資料の51、52ページのほうをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、この固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に概要でございますが、固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法、また、塩尻市税条例の規定によりまして、3人でございます。この3人のうち、田口美智恵氏が平成30年6月30日に任期満了となることに伴いまして、再び田口氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。田口氏につきましては、平成27年7月1日から委員をお願いしてございまして、一期目の任期が満了するものでございます。なお、田口氏以外の委員は市川正男氏と小倉康男氏でございます。

次に略歴の関係でございますが、田口氏の略歴につきましては、52ページのとおりでございます。住所は大門桔梗町、税理士の方でございます。任期につきましては3年で、報酬は塩尻市特別職の職員等の給与に関する規定によりまして、月額9,500円でございます。

固定資産評価審査委員会の業務でございますが、固定資産課税台帳に登録されました価格に関する不服の審査決定でございまして、会議は通常、年2回でございます。過去の審査申し出等でございますが、平成27年度の直近の評価替え年度におきまして、審査申出が2件あったというふうに聞いております。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号は原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号は全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、第2条地方債補正

○委員長 議案第15号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

○**地域振興課長** それでは、議案第15号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）の13ページ、14ページをおめくりください。2款総務費1項総務管理費8目の地域づくり振興費でございますけれども、コミュニティ活動支援事業710万円の増額をお願いするものでございます。

コミュニティ助成事業補助金でございますが、これは市町村振興宝くじの収益金を活用いたしました助成事業でございます。4月中旬に実施期間であります一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人長野県市町村振興協会から通知があり、本年度は4件が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。

内訳を申し上げます。まず、コミュニティ活動に直接必要な設備等の設備に該当する一般コミュニティ助成事業は3件の採択となりまして、1件目の片丘地区づくり協議会は音響設備のスピーカー4台、マイク4台、チューナー1台等の備品を整備するもので、補助金の金額は130万円となっております。

2件目の日出塩地区につきましては、除雪機2台、ガソリン携行缶2缶を整備するもので、補助金の金額は160万円となっております。

3件目の勝弦区は、公民館の備品のAED1台、テレビ1台、プロジェクター1台等を整備するもので、補助金額が220万円となっております。

次に、自主防災組織育成に対する事業といたしまして、地域防災組織育成助成事業が1件採択されております。東山区区民自主防衛隊が防災倉庫1基、防災テント1張り、発電機2機等を整備するもので、補助金額は200万円となっております。

なお、市から支出いたします、この710万円の補助金につきましては、全額宝くじの収益金から補填されるということになっております。

資料の11、12ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、そこに歳入ということで、20項諸収入5項雑入4目雑入におきまして、コミュニティ事業助成金といたしまして、同額を予算計上しているものでございます。コミュニティ活動支援事業につきましては、以上でございます。

○**市民課長** 同じく14ページ、次の3項1目戸籍住民基本台帳費について御説明をいたします。白丸の次の黒ポツ、住基システム業務委託料43万2,000円の増額は、条例改正案で説明させていただきました印鑑登録証明書に表記する項目から性別を削除することにつきまして、様式の変更を現行のコンビニ交付システムに適應するためのシステム改修費でございます。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 続きまして、4項選挙費3目県知事選挙費の選挙事務諸経費120万9,000円の増をお願いするものでございます。

その内訳につきましては、消耗品でございますが、現在広丘支所が建てかえのため、仮の場所となっております。このことに伴いまして、選挙における投票箱や各機器の保管を適正にするために、専用のキャビネット等を購入するものとして、消耗品をお願いしたいものでございます。

また、次に、投票管理システムの改修改善委託料でございますが、今回の西條委員の議会での説明でも回答させていただきました入場券のレイアウトを今回変えまして、最近、選挙が非常に期日前投票に人が来るが多くなっておりまして、その際、法的に宣誓書というものをどうしても書かなければいけないということでございます。必ず来てから書くということで、かなり混雑が多くなっている関係から、家でも書いてくれるように、各

それぞれの入場券の裏に宣誓書を印刷したものでございますが、そのレイアウトに伴いまして、書くお名前とか、住所とか、バーコードを入れていただくもののシステムを改修するための費用でございます。

また、備品購入費でございますけれども、当日投票用パソコンということで、投票所40カ所ありますけれども、有権者が1,000人を超える投票所19カ所においてパソコンを入れているところでございますが、このパソコンのシステムの導入は平成19年7月に導入したまま使っておりまして、10年を経過しているところでございます。システムは順次入れかえを計画し、入れかえているところでございますが、この4月に再度点検をしたところ、ハードディスクにも支障をきたしている、緊急に交換が必要な機器が2台確認されたということでございまして、この機器を取りかえをお願いしたいものでございます。以上です。

○生活環境課長 それでは一番下の丸、6目環境保全費19節負担金補助金及び交付金21万円でございます。環境管理システム推進事業といたしまして、環境ISO等認証取得事業補助金でございます。塩尻市広丘郷原におきまして、精密板金加工を営んでおります株式会社トライアン相互さんが環境負荷の少ない事業の運営を図るため、環境省が構築しております国内規格エコアクション21認証取得にするために用する経費42万円でございます。これを交付要綱に基づきまして、補助率2分の1、21万円を交付したいというものでございます。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして、17、18ページをお願いいたします。3目消防施設費、白丸、消防施設整備費184万7,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、木造2階建て一部鉄骨づくりの広丘分団第6部原新田でございますけれども、消防詰所の外壁の目地の部分の劣化によりまして、そこから内部の壁まで雨水が入り込み、一部腐食をしているものでございます。地元からの連絡が遅く、今年度予算に間に合わなかったため、補正をお願いするものであり、このままにしておきますと、被害が拡大する一方でございますので、外壁等の補修と全面塗装を実施するものでありますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○財政課長 それでは、次に、歳入を説明させていただきますので、9ページ、10ページにお戻りをいただきたいと思っております。

それでは歳入ですけれども、14款2項2目1節、障害者自立支援給付支払等システム改修補助金、これと4節の生活保護システム改修補助金につきましては、それぞれシステム改修に際して、国の補助金があるものでございます。

次の5目1節の農業農村整備事業補助金。これにつきましては、計画策定の事業主体を塩尻市から土地改良区に変更したことに伴いまして、補助金を減額するものでございます。

7目土木費国庫補助金のうち、1節の道路橋梁費補助金と、2節の都市計画費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額によりまして、組みかえをするものでございます。3節の住宅費補助金につきましては、交付金対象事業として採択されたため、増額をするものでございます。

15款2項4目1節の荒廃農地等利活用促進交付金。これは歳出の農林水産業費にあります荒廃農地等利活用促進交付金に対しまして、県から全額が交付されるものでございます。

3項1目4節の補正でございますが、これは歳出の増額に伴いまして、県知事選挙費委託金を増額するものでございます。

16款2項1目1節の市有地売払収入。こちらは、すがのの郷の土地売却代となっております。

次のページをお願いいたします。18款2項1目の基金繰入金でございますが、予算額の調整のために財政調整基金繰入金を減額するものと、事業充当のために森林環境保全基金繰入金を増額するものとなっております。

20款5項2目1節の弁償金でございますが、議案第14号の和解についてで御審議いただいております、宗賀中央保育園給食室の火災事故に伴います賠償金1,350万円と、広丘駅東口駐車場の精算機破損に伴う賠償金44万8,000円、それぞれ増額をさせていただくものでございます。

4目1節の総務費雑入でございますが、宗賀中央保育園給食室の火災に伴います全国市有物件災害共済会からの共済金117万6,000円、それと先ほど説明のあったコミュニティ事業助成金でございます。9節の教育費雑入は、埋蔵文化財の緊急発掘調査に対します施工事業者からの委託金を増額するものでございます。

21款1項5目の土木債ですけれども、1節の道路橋梁債につきましては、道路施設長寿命化改修事業で予定しておりました橋の補修箇所を朝日橋から桔梗大橋に変更したことに伴いまして、公共事業等債を増額し、過疎対策事業債を減額するものでございます。2節の都市計画債は、社会資本整備総合交付金の内示に合わせまして、組みかえた事業に充当するものとなっております。

戻って4ページをお願いいたします。第2表の地方債補正でございますけれども、こちらはただいま御説明いたしました市債について限度額を変更するものとなっております。補正予算の説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 確認なのですが、91ページの歳入の市有地売払収入、すがのの郷の売却ですが、どこに、坪単価どれくらいで売却になったのでしょうか。

○財政課長 すがのの郷につきましては、建物については無償譲渡ということで議案をお願いしてございますけれども、相手先は塩尻市社会福祉協議会でございまして、建物は無償、土地については坪当たり4万760円という単価でございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい。いいです。

○委員長 ほかにありますか。ありませんか。

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号中、当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号中、当委員会に付託された部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○税務課長 先ほど西條委員のほうから法人の関係、法人市民税の関係、1億円超の法人、何社くらいあるかと

いうことで問い合わせがありましたので、その関係ですけれども、530ほどございます。

それと、もう1点、中村委員から御質問があった中で、固定資産税の関係、こちらの機械、装置等の購入の関係でございますが、こちらにつきまして、私ちょっと誤ったことを言ったかもしれないのですけれども、基本的に導入計画が国との同意を得た以降のものであれば対象となりますので、まもなくもう少したつと同意が得られるのかどうかちょっとわからないですけど、同意を得られて計画ができた段階、それ以降から購入されたものに対して、機械、装置が対象になる。31年度からの課税標準額がゼロになるということでございます。以上でございます。

○中村努委員 固定資産税の標準日って1月1日ですよ。平成31年1月1日現在で、その計画がなされていて、承認があれば、対象になるってということですか。

○税務課長 平成31年度からの課税から対象となります。

○委員長 いいです。

○中村努委員 はい。

○委員長 ということで、以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして、審査を終了いたします。

閉会中の継続審査の申し出

○委員長 行政側から何かありましたらお願いをいたします。

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管いたします各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中につきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 慎重に御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての議案の了解を、了承をいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、6月定例会総務生活委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時13分 閉会

平成30年6月19日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 牧野 直樹 印